

貸付 無利子 年間最大 516万円

保育補助者 雇 費貸付

滋賀県では、保育士の負担軽減および勤務環境改善を図るために、 保育補助者の雇上げを行う保育事業者に対し、必要な費用の貸付を行います。

貸付の対象

- → 滋賀県内で 新たに保育補助者の雇上げを行う施設 or 事業者
- 保育士の業務負担軽減に取り組む施設 or 事業者

上記1・2ともに いずれかが 該当すること

- 児童福祉法第7条に規定する保育所および幼保連携型認定こども園 (地方公共団体が運営する場合を除く)
- 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者
- 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う者
- 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育で両立 支援事業のうち企業主導型保育事業を行う者

申請期間:保育補助者の採用月~6ヵ月後の末日まで

お申込先・お問合せ先

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

〒525-0072

滋賀県草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 保育士修学資金担当 TEL.077-567-3958 / FAX.077-566-3611 裏面記載の〈申請に必要な書類〉 一式を郵送で提出してください



https://fukushi.shiga.jp/ouen/hoiku_youjyou

- 申請用の書式は、上記URLあるいはQRコード先のWEB ページよりダウンロードしてください
- 動便不着等による郵便事故発生の際は、弊会では責任を 負いかねます。特定記録郵便や簡易書留等、郵便物が追 跡可能な方法でのご郵送を推奨致します

滋賀県保育補助者雇上費貸付制度の概要

1.申請要件

- 1 保育補助者が週20時間以上勤務していること
- 2 当該保育補助者が貸付期間中に保育士資格の取得を目指すことが 誓約書等の書類により確認できること
- 3 保育補助者は、保育に関する実習を40時間以上受けた者、または これと同等の知識および技能があると滋賀県社会福祉協議会会長 が認めた者であること
- 4 貸付申請時において、保育補助者を新たに配置することにより、どの ように保育士の勤務環境が改善されるかについて、具体的な計画書 を提出すること
- 5 市町等が実施する同じ目的の補助金等を受けていないこと







2.年間の貸付上限額

516万8,000円 (最長3年間)

●1名雇上の場合は年額2.953.000円以 内 ●申請年度の4月1日時点で自身の未 就学児がおられる常勤保育士が2割以上 の保育施設は、2名以上の雇上が可能で 年額2,215,000円以内の加算が可能

3.貸付期間

保育補助者の 勤務期間 (最長3年間)

●保育補助者雇上費の貸付を受けた滋賀県 内の施設・事業所に勤務する期間。ただし、保 育補助者が保育士資格試験に合格月の翌月 から3ヵ月後の末日までを貸付の終期とする

4.貸付利子

無利子





● 返還が延滞した場合、 年3%の延滞利子が発生

5.連帯保証人



連帯保証人 1名が必要

- ●法人代表者もしくは滋賀県内に在住の 成人で、法人理事等、法人関係者であること
- ●独立の生計を営み、連帯責任を負うにた る収入または資産を有する者であること
- ●収入等を確認できる書類が必要

6.返還免除の条件

保育補助者による 保育士試験合格と 保育士登録

●保育補助者雇上費の貸付を受けた滋賀県 内の保育所等にて保育の業務に週20時間以 上従事すること ・ 保育士登録は貸付期間 中または貸付終了から1年以内に完了すること

7.返還が必要なケース

- 1.保育補助者の退職
- 2.保育補助者の解雇
- 3.返還免除要件の不履行
- ●上記1~3いずれかの場合、直ちに返還が 必要。ただし、1・2については、直ちに別の保 育補助者を雇用した場合、貸付を継続します

8.申請に必要な書類





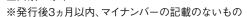
● 申込事業者

- 1 保育補助者雇上費貸付申請書【様式第1号】
- - ※借受人、連帯保証人予定者、保育補助者各々の自署・捺印(代筆不可)
- 3 勤務環境改善計画書【様式第30号】
- 4 保育補助者の雇用計画書兼誓約書【様式第31号】
- 5 保育補助者雇用契約書の写し
- 6 法人の履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の原本 ※発行後3ヵ月以内のもの

● 保育補助者

- 1 保育補助者の雇用計画書兼誓約書【様式第31号】(再掲)
- 2 「保育補助者実習等修了証明書」【様式第32号】 もしくは保育士試験受験 票の写し
- 3 住民票の原本 ※発行後3ヵ月以内、マイナンバーの記載がないもの





2 直近の収入を証明する書類 ※源泉徴収票の写し、確定申告書(第一表、第二表)の写し (税務署の受付印もしくはe-TAXによる申告の場合は送信 済受付番号があるものに限る)、課税証明書の原本など

その他

滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類 ※申請書類をご提出いただいたのち、必要に応じて本会 よりその他の書類の提出を求める場合があります







